

第三十二号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元港区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 百九十四万三千四百十六円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 四万四千五百五十二円
債権発生日 平成二十二年八月二日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(二) 債権イ 債権の額 四万四千五百五十二円
債権発生日 平成二十二年八月二日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(三) 債権ウ 債権の額 四万四千五百五十二円
債権発生日 平成二十二年八月二日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(四) 債権エ 債権の額 百八十万九千七百六十円

債権発生理由	債権発生日
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第七十八条	平成二十三年二月二十二日

三 放棄する理由

債務者が令和二年三月十六日午後時刻不詳に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。